

岡山市久米南町国民健康保険病院組合
女性職員の推進に関する特定事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づき、岡山市久米南町国民健康保険病院組合の女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間

令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日（法が効力を失う日）まで

2. 取組内容

目標 1：年次休暇の取得日数を、年間 10 日以上にします。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、計画的な業務の遂行を促進し、休暇を取得しやすい職場環境の構築に努めます。

目標 2：子どもの看護休暇等特別休暇の取得者の増を目指します。

休暇・休業を取得しやすいよう職場での協力体制の強化に努めます。
特に男性職員が取得出来るよう、制度の周知等に取り組みます。